Ⅰ　退職手当制度

はじめに

公務員の退職手当については、年金等とは異なり職員の掛け金はなく、市町村側の一方的負担に基づき支給されるものです。

地方公務員に支給される退職手当は、それぞれの地方公共団体が条例で定めることとなっています。山形市、米沢市、酒田市、天童市の４市の職員については各市の退職手当支給条例が適用されますが、この４市以外の県内市町村については、退職手当に関する事務を共同処理する一部事務組合「山形県市町村職員退職手当組合」の構成団体となっているため、退職手当組合の退職手当支給条例が適用されることになります。

それぞれの退職手当支給条例は、全く同じというものではありませんし、同じ規定を持っていてもその運用が異なる場合があります。しかし、どの条例も国が示す準則に基づき制定されていますので、ここでは、その準則を中心に説明します。

退職手当の計算方法

１　退職手当の計算式

基本額（退職日給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率）＋調整額

２　基本額に係る退職日給料月額とは

⑴　給料表に定められた額が基準になります。給料月額の減額改定に伴い、経過措置として支給される「差額」は含みません。

⑵　諸手当は含みませんが、医療職職員等で、給料の調整額が支給されている場合は、その調整額は含みます。

⑶　退職時に特別昇給があれば、特別昇給後の額です。

⑷　早期退職募集制度に係る応募認定退職（退職手当組合の支給条例では勧奨退職も適用）の場合次の条件を満たすと次の特例給料月額が退職日給料月額となります。

特例給料月額が適用されるための条件

・　勤続 20 年以上

・　退職の日の属する年度の末日における年齢が、定年年齢から 15 年を減じた年齢以上（60 歳定年であれば 45 歳以上）

特例給料月額＝退職日給料月額×｛1＋0.03×（定年までの残年数）｝

※　ただし、定年までの残年数１年のときの特例給料割増率は「0.02」

［計算例］

・勤続期間	35 年
・退職の日の属する年度末年齢	55 歳（定年までの残年数５年）
・退職事由	応募認定（年齢構成適正化）退職
・退職日給料月額	380,000 円
・特例給料月額	380,000 円×「1＋0.03×5 年」＝437,000 円

参　考

勧奨退職（国においては早期退職募集制度の導入により平成 25 年 10 月 31 日までで廃止）の場合次の条件を満たすと次の特例給料月額が退職日給料月額となります。

特例給料月額が適用されるための条件

・　勤続 25 年以上

・　退職の日の属する年度の末日における年齢が、定年年齢から 10 年を減じた年齢以上（60 歳定年であれば 50 歳以上）

特例給料月額＝退職日給料月額×｛１＋0.02×（定年までの残年数）｝

［計算例］

・勤続期間	35 年
・退職の日の属する年度末年齢	55 歳（定年までの残年数 5 年）
・退職事由	勧奨退職
・退職日給料月額	380,000 円
・特例給料月額	380,000 円×「1＋0.02×5 年」＝418,000 円

３　基本額に係る支給率（Ｐ９「基本額支給率早見表（表２）」参照）

⑴　支給率は、退職事由と勤続年数により異なります。

⑵　自己都合退職より定年、応募認定、勧奨で退職の方が支給率は高くなります。

⑶　勤続年数も長いほど高い率になりますが、限度もあります。定年、応募認定、勧奨退職等では、勤続年数 35 年で最高の支給率となります。

４　退職事由

退職事由には、自己都合退職、定年退職、応募認定退職、勧奨退職、死亡退職、傷病退職等があります。

５　勤続期間

勤続期間の計算は、次のようになります。

⑴　職員としての引き続いた在職期間により計算します。「引き続いた」とは、１日の身分の空白もないということです。

⑵　職員となった月から退職した月までの月数により計算します。１日でも職員の身分のある月は１月と計算します。

⑶　育児休業、病気休職、停職期間等に含まれる月数の２分の１が除かれます。ただし、子が１歳に達する日の属する月の末日までの条例に基づく育児休業については、３分の１が除かれます。

⑷　組合専従休職期間に含まれる月数はそのまま除かれます。

⑸　月単位で計算し、12 月で１年とし、１年未満の端数は切り捨てます。

⑹　国、他の地方公共団体等を退職し、退職手当を支給されず引き続き職員として採用された場合、国、他の地方公共団体の期間は、職員としての引き続いた在職期間に含まれます。

６　調整額の計算

各区分の基準及び調整月額

（表１）

職員の区分	対応する職員の基準	調整月額
第１号区分	新行（一）10級 旧指定職俸給表３号以下 それに相当する職員	70,400円
第２号区分	新行（一）９級 旧行（一）11級 それに相当する職員	65,000円
第３号区分	新行（一）８級 旧行（一）10級 それに相当する職員	59,550円
第４号区分	新行（一）７級 旧行（一）９級 それに相当する職員	54,150円
第５号区分	新行（一）６級 旧行（一）８級 それに相当する職員	43,350円
第６号区分	新行（一）５級 旧行（一）７級 それに相当する職員	32,500円
第７号区分	新行（一）４級 旧行（一）６級 それに相当する職員	27,100円
第8号区分	新行（一）３級 旧行（一）４級又は５級 それに相当する職員	21,700円
第９号区分	その他の職員	0円

新行（一）とは、平成 18 年４月 1 日以後の行政職給料表（一）を表します。

旧行（一）とは、平成 18 年３月 31 日以前の行政職給料表（一）を表します。

⑴　退職手当の計算の基礎となる在職期間の各月（平成８年４月１日以後の期間に限る。）が、第１号区分から第９号区分までのどの職員の区分に属していたか確認します。

※　職員の区分の基準については、規則で定められています。

※　同一の月に複数の職員の区分に属していた場合には、調整月額が最も高い額となる職員の区分にのみ属していたものとします。

⑵　育児休業、病気休職、停職、組合専従休職期間等に含まれる月数については、各職員の区分ごとに勤続期間の計算と同様に除かれます。

⑶　在職期間の各月の調整月額が高い月の方から 60 月分を取り出し、その調整月額を合計したものが退職手当の調整額となります。ただし、勤続期間や退職事由により次のような取扱いがあります。

※　調整額が支給されない退職者

・　勤続期間９年以下の自己都合退職者

※　調整額の２分の１が支給される退職者

・　勤続期間が 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者

・　勤続期間が４年以下の自己都合以外の事由での退職者

⑷　計算例

給料の異動

Ｒ４年４月～Ｒ５年３月　行一５級　６号区分

H31年４月～Ｒ４年３月　行一４級　７号区分

H18年４月～H31年３月　行一３級　８号区分

調整額

６号区分　32,500円×12月＝　390,000円

７号区分　27,100円×36月＝　975,600円

８号区分　21,700円×12月＝　260,400円

勤続 25 年以上のときの退職手当の調整額は、32,500×12＋27,100×36＋21,700×12＝1,626,000 円　となります。

上記の場合で勤続10年以上24年以下のときの自己都合退職は、２分の１の支給となりますので（32,500×12＋27,100×36＋21,700×12）×1／2＝813,000円　となります。

勤続９年以下の自己都合退職者は調整額の支給なしとなります。

退職手当に係る税金

所得税が源泉徴収され、住民税も特別徴収されます。

どちらも分離課税ですので、支給後さらに課税されることはありません。

退職手当から退職所得控除額を差し引き、差し引き後の金額を２分の１（※）した額が退職所得となり、その所得金額に対して所得税、住民税が課税されます。

退職所得控除額は、勤続年数により計算され、勤続年数が長いほど控除額が多くなります。

（※）　税計算上の勤続年数が５年以下の場合２分の１の適用なし

退職手当の支給制限処分等

１　支給制限処分・・・・・・原則支給されない

⑴　懲戒免職処分や失職で退職した場合

⑵　退職手当が支給される前に起訴され、禁錮以上の刑が確定した場合

⑶　退職後在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合

２　支払差止処分

⑴　刑事事件に関し起訴され判決の確定前に退職した場合

⑵　基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し逮捕又は起訴された場合

⑶　在職期間中の行為に関し、犯罪があると思料される場合又は懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑われる場合

３　返納命令処分

⑴　退職手当支給後に基礎在職期間中の刑事事件に関して起訴され、禁錮以上の刑が確定した場合

⑵　在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合

退職手当から控除されるもの

税金のほか、共済組合の貸付未償還金等も控除されます。

退職手当の計算例１　定年退職

山形花子　　昭和37年10月10日生まれ
定年退職日　　令和５年３月31日
退職時の年齢　60 歳

１　退職手当額の計算

⑴　現在（退職日）給料月額（差額支給含まず）　4級90号給　A　387,900 円

⑵　退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率

退職事由　定　年

在職期間の計算　（退職年月＋１月）　（昭和）　98 年　４月（昭和換算）
（職員となった年月）　－（昭和）　62 年　4 月
（在職期間）　＝　36 年　0 月－①

控除期間の計算　育児休業、休停職期間等　6 月×１／２＝　3 月－②
組合専従休職期間　0 月－③

勤続年数　①－②－③＝C　35 年　9 月

支給率　D　47.709　Ｐ９基本額支給率早見表（表２）から求めてください。

⑶　基本額算出

		基本額支給率		基本額（円未満切捨）
A　387,900 円	×	D　47.709	＝	E　18,506,321 円

⑷　調整額算出（Ｐ３「各区分の基準及び調整月額（表１）」参照）※（高い区分の方から 60 月まで計上）

第１号区分	調整月額	70,400 円	×	月＝	円
第２号区分	調整月額	65,000 円	×	月＝	円
第３号区分	調整月額	59,550 円	×	月＝	円
第４号区分	調整月額	54,150 円	×	月＝	円
第５号区分	調整月額	43,350 円	×	月＝	円
第６号区分	調整月額	32,500 円	×	月＝	円
第７号区分	調整月額	27,100 円	×	６０月＝	1,626,000 円
第８号区分	調整月額	21,700 円	×	月＝	円

調整月額合計（調整額）（１／２該当の場合合計の１／２）F　1,626,000 円

⑸　退職手当額算出

基本額　E　18,506,321 円＋調整額　F　1,626,000 円　＝G　20,132,321 円

２　税額の計算　（平成 25 年１月１日以後退職者から計算の仕方が変わりました。）

①　税計算上の勤続年数が５年以下の場合１／２なし
②　税計算上の勤続年数が６年以上の場合１／２あり

⑴　課税退職所得の計算

支給額　　退職所得控除額
P10 退職所得控除額早見表（表３）　　（千円未満切捨）

（G　20,132,321 円　－　1,920 万円）×１／２　＝　H　466 千円

⑵　税（所得税と住民税の合計）額の計算

税率　　控除額
P12 税額速算表（表４※１）　税額速算表（表４※２）

H　466 千円　×　0.15105　－　　円　＝　I　70,389 円

３　手取額の計算

G　20,132,321 円　－　I　70,389 円　＝　20,061,932 円

退職手当の計算例２　応募認定（年齢構成適正化）退職

山形紅子　　昭和42年10月10日生まれ
定年退職日　　令和５年３月31日
退職時の年齢　55 歳（定年までの残年数　５年）

１　退職手当額の計算

⑴　**現在（退職日）給料月額**（差額支給含まず）　5級51号給　A　382,500 円

特例給料月額｛応募認定退職等（勤続年数(C)20 年以上で退職年度末年齢 45 歳（医師 50 歳）以上）の場合｝

Ａ×｛１+0.03×（定年年齢－退職年度末年齢）｝　＝　B　439,875 円

※　ただし、（定年年齢－退職年度末年齢）＝１のとき（Ａ×1.02）

（特例給料月額｛勧奨退職等（勤続年数（Ｃ）25 年以上で退職年度末年齢 50 歳（医師 55 歳）以上）の場合｝
Ａ×｛１+0.02×（定年年齢－退職年度末年齢）｝　＝　B　　円）

⑵　**退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率**

退職事由　応募認定（年齢構成適正化）

在職期間の計算　（退職年月＋１月）　（昭和）　98 年　４月（昭和換算）
（職員となった年月）　－（昭和）　63 年　4 月
（在職期間）　＝　35 年　0 月－①

控除期間の計算　育児休業、休停職期間等　1 月×１／２＝　0.5 月－②
組合専従休職期間　0 月－③

勤続年数　①－②－③＝C　34 年　11.5 月

支給率　D　46.83015　　Ｐ９基本額支給率早見表（表２）から求めてください。

⑶　**基本額算出**

		基本額支給率		基本額（円未満切捨）
B　439,875 円	×	D　46.83015	＝	E　20,599,412 円

⑷　**調整額算出**（Ｐ３「各区分の基準及び調整月額（表１）」参照）※（高い区分の方から 60 月まで計上）

第１号区分	調整月額	70,400 円	×		月＝	円
第２号区分	調整月額	65,000 円	×		月＝	円
第３号区分	調整月額	59,550 円	×		月＝	円
第４号区分	調整月額	54,150 円	×		月＝	円
第５号区分	調整月額	43,350 円	×		月＝	円
第６号区分	調整月額	32,500 円	×	36	月＝	1,170,000 円
第７号区分	調整月額	27,100 円	×	24	月＝	650,400 円
第８号区分	調整月額	21,700 円	×		月＝	円

調整月額合計（調整額）（１／２該当の場合合計の１／２）F　1,820,400 円

⑸　退職手当額算出

基本額 E　20,599,412 円＋調整額 F　1,820,400 円 ＝G　22,419,812 円

2　税額の計算　（平成 25 年１月１日以後退職者から計算の仕方が変わりました。）

①　税計算上の勤続年数が５年以下の場合１／２なし

②　税計算上の勤続年数が６年以上の場合１／２あり

⑴　課税退職所得の計算

支給額　　退職所得控除額

Ｐ10 退職所得控除額早見表（表３）　（千円未満切捨）

（G　22,419,812 円　－　1,850 万円）×１／２　＝　H　1,959 千円

⑵　税（所得税と住民税の合計）額の計算

税率　　控除額

Ｐ10 税額速算表（表４※１）　税額速算表（表４※２）

H　1,959 千円　×　0.2021　－　99,547.5 円　＝　I　296,366 円

3　手取額の計算

G　22,419,812 円　－ I　296,366 円　＝　22,123,446 円

基本額　支給率早見表（表２）

勤続年数	自己都合	定年、応募認定（年齢構成適正化）、勧奨、公務外死亡	勤続年数
1	0.5022	0.837	1
2	1.0044	1.674	2
3	1.5066	2.511	3
4	2.0088	3.348	4
5	2.5110	4.185	5
6	3.0132	5.022	6
7	3.5154	5.859	7
8	4.0176	6.696	8
9	4.5198	7.533	9
10	5.0220	8.370	10
11	7.43256	11.613375	11
12	8.16912	12.764250	12
13	8.90568	13.915125	13
14	9.64224	15.066000	14
15	10.37880	16.216875	15
16	12.88143	17.890875	16
17	14.08671	19.564875	17
18	15.29199	21.238875	18
19	16.49727	22.912875	19
20	19.6695	24.586875	20
21	21.3435	26.260875	21
22	23.0175	27.934875	22
23	24.6915	29.608875	23
24	26.3655	31.282875	24
25	28.0395	33.27075	25
26	29.3787	34.77735	26
27	30.7179	36.28395	27
28	32.0571	37.79055	28
29	33.3963	39.29715	29
30	34.7355	40.80375	30
31	35.7399	42.31035	31
32	36.7443	43.81695	32
33	37.7487	45.32355	33
34	38.7531	46.83015	34
35	39.7575	47.709	35
36	40.7619	47.709	36
37	41.7663	47.709	37
38	42.7707	47.709	38
39	43.7751	47.709	39
40	44.7795	47.709	40

退職所得控除額早見表

（表３）

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
1 年	80 万円	16 年	640 万円	31 年	1,570 万円
2 年	80 万円	17 年	680 万円	32 年	1,640 万円
3 年	120 万円	18 年	720 万円	33 年	1,710 万円
4 年	160 万円	19 年	760 万円	34 年	1,780 万円
5 年	200 万円	20 年	800 万円	35 年	1,850 万円
6 年	240 万円	21 年	870 万円	36 年	1,920 万円
7 年	280 万円	22 年	940 万円	37 年	1,990 万円
8 年	320 万円	23 年	1,010 万円	38 年	2,060 万円
9 年	360 万円	24 年	1,080 万円	39 年	2,130 万円
10 年	400 万円	25 年	1,150 万円	40 年	2,200 万円
11 年	440 万円	26 年	1,220 万円	41 年	2,270 万円
12 年	480 万円	27 年	1,290 万円	42 年	2,340 万円
13 年	520 万円	28 年	1,360 万円	43 年	2,410 万円
14 年	560 万円	29 年	1,430 万円	44 年	2,480 万円
15 年	600 万円	30 年	1,500 万円	45 年	2,550 万円

※　46 年以上は 1 年増すごとに 70 万円を加算

※　勤続年数の計算は、退職手当算定勤続年数の計算とは異なり、１年未満の端数は切り上げです。

税額(所得税と住民税の合計額)の速算表

※所得税には復興特別所得税を含みます。

（表４）

課税退職所得額の範囲		税率(※１)	控除額(※２)
	1,950,000円 以下	0.15105	-
1,950,000円 超	3,300,000円 以下	0.2021	99,547.5 円
3,300,000円 超	6,950,000円 以下	0.3042	436,477.5 円
6,950,000円 超	9,000,000円 以下	0.33483	649,356 円
9,000,000円 超	18,000,000円 以下	0.43693	1,568,256 円
18,000,000円 超	40,000,000円 以下	0.5084	2,854,716 円
40,000,000円 超		0.55945	4,896,716 円

自分の退職手当を計算してみましょう

1　退職手当額の計算

⑴　現在（退職日）給料月額（差額支給含まず）　　級　　号給　A　　円

特例給料月額｛応募認定退職等（勤続年数（C）20 年以上で退職年度末年齢 45 歳（医師 50 歳）以上）の場合｝

Ａ×｛１+0.03×（定年年齢－退職年度末年齢）｝　＝　B　　円

※　ただし、（定年年齢－退職年度末年齢）＝１のとき（Ａ×1.02）

（特例給料月額｛勧奨退職等（勤続年数（Ｃ）25 年以上で退職年度末年齢 50 歳（医師 55 歳）以上）の場合｝
Ａ×｛１+0.02×（定年年齢－退職年度末年齢）｝　＝　B　　円）

⑵　退職事由および勤続年数ならびに基本額の支給率

退職事由　　

在職期間の計算　（退職年月＋１月）　（昭和）　98 年　４月（昭和換算）

（職員となった年月）　－（昭和）　　年　　月

（在職期間）　＝　　年　　月－①

控除期間の計算　育児休業、休停職期間等　　月×１／２＝　　月－②

組合専従休職期間　　月－③

勤続年数　①－②－③＝C　　年　　月

支給率　D　　　Ｐ９基本額支給率早見表（表２）から求めてください。

⑶　基本額算出

		基本額支給率		基本額（円未満切捨）
B　　円	×	D	＝	E　　円

⑷　調整額算出（Ｐ2「各区分の基準及び調整月額（表１）」参照）※（高い区分の方から 60 月まで計上）

第１号区分	調整月額	70,400 円	×	月＝	円
第２号区分	調整月額	65,000 円	×	月＝	円
第３号区分	調整月額	59,550 円	×	月＝	円
第４号区分	調整月額	54,150 円	×	月＝	円
第５号区分	調整月額	43,350 円	×	月＝	円
第６号区分	調整月額	32,500 円	×	月＝	円
第７号区分	調整月額	27,100 円	×	月＝	円
第８号区分	調整月額	21,700 円	×	月＝	円

調整月額合計（調整額）（１／２該当の場合合計の１／２）F　　円

⑸　退職手当額算出

基本額 E　　円＋調整額 F　　円　＝G　　円

2　税額の計算　（平成 25 年１月１日以後退職者から計算の仕方が変わりました。）

①　税計算上の勤続年数が５年以下の場合１／２なし

②　税計算上の勤続年数が６年以上の場合１／２あり

⑴　課税退職所得の計算

支給額　　退職所得控除額

P 10 退職所得控除額早見表（表３）　　（千円未満切捨）

（G　　円　－　　万円）×１／２　＝　H　　千円

⑵　税（所得税と住民税の合計）額の計算

税率　　控除額

P 10 税額速算表（表４※１）　税額速算表（表４※２）

H　　千円　×　　－　　円　＝　I　　円

3　手取額の計算

G　　円　－ I　　円　＝　　円